

インド法務・労務アップデートレポート (2014 年 3 月)

2014 年 3 月

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

ムンバイ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ムンバイ事務所がリテイン契約に基づき現地法律事務所 KHAITAN&COに作成委託し、2014年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよびKHAITAN&COは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびKHAITAN&COがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

E-mail: OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ムンバイ事務所

E-mail: INB@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：

KHAITAN&CO

Mumbai (Bombay)

One Indiabulls Centre

13th Floor, Tower 1

Mumbai 400 013, India

T: + 91 22 6636 5000

F: +91 22 6636 5050

E:mumbai@khaitanco.com



**KHAITAN
&CO**
Advocates since 1911

インド法務・労務アップデートレポート (2014年3月)

1. 新会社法関連

1.1 新会社法の約6割の条文が4月1日から施行へ

旧法である1956年会社法を抜本的に改正するものとして、前年の8月29日に新会社法が制定されたが、さまざまな条文が規則による詳細の決定や新しい機関の設立を必要としており、その事務作業が遅れているため、段階的に施行するものとされている。まず、前年の9月12日付けの通達により、全470条文のうちこうした事務作業を必要としない98条分がすでに施行されていたが、企業省は、2014年2月27日付けの通達により、新法135条に規定される企業の社会的責任義務を同年4月1日より施行すると発表し（詳細については後述1.2を参照）、続けて同年3月27日付けの通達により、さらに183の条文およびすべての別表を同年4月1日から施行すると発表した。これにより、新法の約6割にあたる合計283の条文および関連規則が2014年4月1日から施行されることとなった。ただし、新法は、別途猶予期間を設けていない限り、全ての施行条文および規則について施行日から2週間の猶予期間を設けているため、実際には2014年4月15日以降から遵守が必要となる。2014年4月1日から施行される条文には、株式の種類・発行手続、取締役会・株主総会の手続や決議要件、各種委員会の設置や責任義務、取締役会の構成や権限制限、主要な経営責任者の選任、企業による貸付・投資規制、関連当事者取引規制など、会社の事務や運営面にかかわる規定がほぼ全面施行とされているため、旧法からの改正点に対応していない企業は、早急な対応が必要である。他方、国家金融報告局（NFRA : National Financial Reporting Authority）、投資家教育保護基金、疾病会社の再建制度、会社法審判所、事業再編制度、少数株主の抑圧・不正経営に関する救済制度、集団訴訟などに関する条文および関連規則ははまだ施行されておらず、当面は該当する旧法の条文が適用される。

1.2 新会社法の企業の社会的責任（CSR）義務が4月1日から施行へ

上述のように、企業省の2014年2月27日付け通達により、新会社法の135条に規定される企業の社会的責任義務は同年4月1日付けで施行されている。これにより、純資産が50億ルピー以上、売上高が100億ルピー以上、または純利益が5,000万以上のいずれかの基準を満たすすべての会社は、少なくとも独立取締役1人を含むCSR委員会を設置し、同委員会が策定するCSR活動方針に従い、直前

の3会計年度における平均純利益の2%以上をCSR活動に支出することが義務付けられる。ただし、独立取締役の任命が義務付けられていない非公開会社や未上場公開会社については、CSR委員として独立取締役を任命する必要はなく、その他の取締役から構成されるCSR委員会を設立すればよい。

企業省の上記通達ではまた、CSR支出の対象として認められる活動を記載する別表VIIを改定し、新たに国家遺産、芸術および文化の保護、退役軍人、戦争未亡人などへの奉仕活動、地方または全国的に認められたスポーツ活動、パラリンピックまたはオリンピックスポーツ促進のための訓練、中央政府が承認した学術施設における技術インキュベーターへの寄付または基金、および地方開発プロジェクトを追加した。

また、企業省が発表した施行規則¹では、インドで設立された会社のみならず、インドに支店やプロジェクトオフィスを持つ外国企業に対しても、そのインド事業活動の純資産、売上高または純利益が上記適用基準を満たす場合、CSR義務を適用するとしている点に注意する必要がある。純利益の計算として、外国支店や外国子会社による海外での事業活動から生じた利益や海外からの会社から受け取った配当は、純利益の計算に含まれない。また、CSR適用基準を3会計年度連続して満たさなかった場合は、CSR義務が免除される。また、CSR活動能力向上に向けた従業員や実施機関の訓練のための支出は、CSR支出合計額の5%まで割り当てることが認められている。

1.3 分割、合併などの事業再編計画に対する関係政府の異議

企業省は2014年1月15日付けの通達により、企業の分割、合併などの事業再編制度に新たな手続的義務を導入した。前年の8月末に公布された新会社法の事業再編制度は、上述のように、これを審理するはずの会社法審判所の設立が遅れているため、事業再編制度については引続き旧法である1956年会社法の規定が適用されている。ここでは、当事会社の所在州を管轄する高等裁判所が再編申請を審理するが、高等裁判所は、再編計画が申請された場合、中央政府である企業省の地区長官にこれを通知し、企業省は中央政府を代表して必要があれば再編計画に異議・意見を表明することとされている。この度の通達では、企業省の地区長官は、さらに所得税局その他再編計画に影響を受ける所管政府からも異議・意見表明がないかを問合わせることが必要としている。何らの意見表明も無い場合は、これらの関係政府は異議が無いものとみなされる。地区長官は、所得税局その他関係政府からの異議・意見がある場合、中央政府の意見としてそのまま高裁に回答することとされている。

¹ Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Rules 2014

るが、これらの異議の正当性を疑うようなやむを得ないような事情がある場合は、事前に、企業省と関係政府との間で協議することとされている。

新法における事業再編制度では、再編計画を申請する当事会社に対して、中央政府に加えて、所得税局、インド準備銀行（RBI）、証券取引委員会（SEBI）および証券取引所（上場企業の場合）、登記局、会社清算人、競争法委員会その他事業再編計画により影響を受ける関係政府に対して通知することを義務付けており、これら政府は30日以内に意見・異議を表明するものとされている。この度の企業省の通達は、新法の関連規定が施行されるまでの移行措置として、より幅広く関係政府の意見を聴取するという新制度の実質的な意図を組み入れたものとなっている。同通達による義務は、2014年1月15日以降に申請された事業再編計画に対して適用される。今後は事業再編を計画するにあたって、所得税局を始めとする関係政府による意見や異議により、事業再編が遅滞する可能性を考慮に入れて計画する必要がある。

2. 外資規制関連

2.1 保険事業へのFDI規制改定

インド商工省産業政策促進局（DIPP）は、2014年2月4日付けで通達（Press Note No. 2 of 2014）を発表した²。従来のFDI規制では、保険業については自動承認下で対象会社の払込資本の26%までのFDIが認められてきたが、同通達により、保険会社、保険ブローカー、第三者管理機関（インド保険規制開発庁の関連規則下でライセンスを受けて保険会社との契約に基づきヘルス・サービスを提供する機関）、および保険検査人・保険鑑定人業務への外国投資は、FDIだけでなく、外国機関投資家および非居住インド人（NRI）による投資分を含めて、全体で、自動承認の下で26%まで認めることとした。これらの保険事業に直接投資する外国投資家はまた、保険規制開発庁から必要なライセンスを取得せねばならない。

2.2 輸出入代金決済への外貨規制緩和

国際取引の実務に鑑みて輸出入代金決済の手続を自由化するべく、2013年11月8日付けのRBI通達以降、認可銀行は、製品やソフトウェアの輸出代金について買い手以外の第三者からの支払いを

² http://dipp.nic.in/English/acts_rules/Press_Notes/pn2_2014.pdf

認め、また製品の輸入については売り手以外の第三者への代金支払いを認めることができるとされているが、その条件として、三者間契約に裏付けられた取消不能な確定注文があること、輸入取引の場合には第三者に支払う金額が10万米ドルを超えないことなどの条件が課されており、代金決済について三者間契約を締結することは実務的にも煩雑であり実務上の慣行からも乖離しているという問題が生じていた。

RBIはこうした実情に鑑みて、2014年2月4日付通達³により、取消不能な注文書や請求書に第三者の名前が記載されているなどの書面上の証拠がある場合には、三者間契約に裏付けられた取消不能な確定注文を特に必要としないこととした。ただし、正当な理由による決済であることを確認するため、認可銀行が、取引やインボイスあるいは外貨建て国内送金証明書などの輸出入関連文書の真正性を確認することなどの条件を課している。また、第三者への製品輸入代金支払いについての10万米ドルの上限も合わせて撤廃された。

2.3 ECB、一括払い技術料またはロイヤリティの資本株式への転換

2004年9月29日以降、一定の条件を満たす場合、対外商業借入れ（ECB）の返済や、一括払い技術料またはロイヤリティの支払いに代えて資本株式または優先株式を発行することが原則として認められてきた。この点、ECB調達や資本財の輸入の場合のように会社が負う債務が外貨建ての場合、この代金支払いに代えて発行される株式の価格を計算する際の為替レートをどの時点で決定するかについて、実務上不明確であった。この点、RBIは2014年1月16日付けの通達⁴により、代金支払いに代えて株式を発行することについての当事者間の合意が行われた日の市場為替レートに基づき計算すべきであることを明確にした。ただし、発行株価は転換日時点の公正価格を基準とするとしている。また、RBIは、債権者との間で合意がある場合は、借入人である会社が上記方法により計算された価格より割安で株価を発行することも認めている。

2.4 香港またはマカオ登録会社による支店などの設立

現行の外貨規制法上、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、アフガニスタン、イランまたは中国に設立された会社は、インドに支店、連絡事務所またはプロジェクトオフィスその他のい

³ <http://www.rbi.org.in/scripts/NotificationUser.aspx?Id=8731&Mode=0>

⁴ <http://www.rbi.org.in/scripts/NotificationUser.aspx?Id=8695&Mode=0>

なる事業所を設立する際、RBIの事前承認を必要としている。RBIは、2014年1月15日付けの通達⁵により、香港およびマカオに登録されている事業体またはその居住者である事業体による支店などの設立についても、RBIの事前承認を必要とすることを明確にした。

2.5 インド準備銀行、非居住者へのオプション付証券発行を認める

従来、外国直接投資規制の下、資本株式および強制完全転換型の優先株または社債のみがFDIの投資手段として認められ、それ以外の証券はすべて負債とみなされFDI規制ではなく対外商業借入れ規制が適用されるものとされていた。

インド準備銀行は2014年1月9日、FDIの手段として、インド居住者が外国投資家に対して、新たにオプション付の資本株式や強制完全転換型優先株または社債の発行を認める通達を発表した⁶。ただし、RBIは、確実なリターンが保証されたオプション付証券は債務と同じであるとして、オプション付証券を発行する際、エグジット・メカニズムの一部として非居住者に対して保有するインド企業の証券について確実なリターンを保証してはならないとしている。また、ロック・イン期間として、オプション付のインド証券を取得する非居住者は、①当該証券の割当日から1年間、または②FDI政策下で当該産業分野に適用されるロック・イン期間（例えば、建設・開発分野におけるロック・イン期間は3年間）のうちいずれか長い期間中、当該証券を譲渡してはならないとしている。また、エグジット価格として、非居住者によるオプション付インド証券の譲渡価格は、下記を上回ってはならないとしている。

- 上場証券の場合：証券取引所における市場実勢価格
- 未上場証券の場合：
 - 普通株式：直近の監査済み貸借対照上の自己資本利益率（ROE）に基づいて計算された価格
 - 優先株式または社債：勅許会計士またはインド証券取引委員会に登録された商業銀行が国際的に認められた価格計算方法に基づき計算した価格

RBIの上記通達は、新規の契約のみならず既存の契約にも適用されるため、株主間契約などにおいて、投資家の権利としてコール・オプション、プット・オプションや、売却参加請求権(Tag-along)、共同売却請求権(Drag-along)、その他エグジットを確保するオプションを規定している場

⁵ <http://www.rbi.org.in/scripts/NotificationUser.aspx?Id=8693&Mode=0>

⁶ <http://www.rbi.org.in/scripts/NotificationUser.aspx?Id=8682&Mode=0>

合、今後はRBIの事前承認を得ずともこれを有効に行使することが可能となる。特にエグジットの確保を出資の前提条件としているプライベート・エクイティファンドといった外国投資家にとっては、非常に重要な改正であるといえる。

2.6 製薬企業によるFDIにおける競業避止義務の原則禁止

商工省は前年の11月29日の閣議決定を受けて、2014年1月8日付けでプレスノート（Press Note 1 of 2014）⁷を公表し、インド製薬企業に対するFDIについて株主間契約などにおいて競業避止義務を課すことを原則禁止する旨を発表した。インド政府は近年、医薬品を安価に大衆に提供する観点から、外国企業による既存の地場製薬メーカーの買収に政府承認を必要とするなど、これを制限する方向で動いており、この度の政策もこの方針の一環である。企業買収案件では、買手が売手に対して買収後一定期間競業避止義務を課することが通常であるが、今後は、インド製薬会社を買収しようとする外国会社は、株式購入契約や株主間契約において創業者などの売手に対して競業避止義務を課す場合、外国投資促進局（FIPB）の事前承認を得ることが必要となる。政府は、「特別な事情」が存在する場合、競業避止義務を課すことを認めているが、特別な事情と判断されるための要件や考慮要因について全く明らかにしておらず、政府の大幅な裁量に委ねられている。

2.7 裁判所による事業再編計画下での非転換型証券の無償発行

これまで、外資規制法上、インド居住者によるインド非居住者に対する非転換型証券の発行について一般的認可が与えられていなかったため、非転換型証券を外国人投資家に対して発行するためには、RBIによる事前承認を必要としていた。このため、ヒンドウスタン・ユニリーバ、ブリタニア、ドクター・レディーズ・ラボラトリーズなどは、会社法下の事業再編制度を利用して非転換証券の無償発行を裁判所に申請し、RBIもこれを個別的に承認してきた。この度、RBIは2014年1月6日付けで通達を発表し⁸、管轄の裁判所が事業再編計画を承認した場合、一般準備金を減資として、非居住者に対して非転換型償還優先株・非転換型償還社債を無償で発行することを認めることとした。ただし、所得税局からの同意（NOC）を得ること、発行会社は外国投資の自動承認が認められている分野に従事していることなどの条件が課されている。発行会社にとっては、一括払いが必要な配当支払いに比べて債務の償還または利息の支払いまで現金流出を引き延ばすことが可能であ

⁷ http://dipp.nic.in/English/acts_rules/Press_Notes/pn1_2014.pdf

⁸ <http://www.rbi.org.in/Scripts/NotificationUser.aspx?Id=8667&Mode=0>

るため財務的な負担が少なく済み、株主側にとっては出資持分の希薄化を軽減でき、また発行会社が上場企業であればこれを市場で売却して現金化することが可能であるなどのメリットがある。この度のRBI通達により、裁判所による事業再編制度を利用した非転換証券の無償発行の活用が進むと思われる。

2.8 FIIおよびQFIによるポートフォリオ投資をFPI制度へ統一化

インド証券取引委員会（SEBI）は、2014年1月7日、2014年SEBI（外国ポートフォリオ投資家）規則⁹を通達した。これまで外国人投資家は外国機関投資家およびそのサブ・アカウント（FII）や適格外国投資家（QFI）に区分され、彼らによるポートフォリオ投資にはさまざまな法制度が適用されていた。しかし、新規則では、すべて外国ポートフォリオ投資家（FPI）という単一の投資家カテゴリーに整理合理化することとした。SEBIは、2013年12月から、委員会を設置して、外国投資に関する統一的な規制枠組みの準備を進めてきたが、今回の規則は同委員会の意見を受けたものである。

新規則では、FPIの登録はSEBIではなくSEBIが認可した証券保管振替機構参加者が審査し登録する。

FPIの適格としては、証券監督者国際機構の多国間覚書の加盟国またはSEBIとの二国間覚書の署名国の居住者であることが必要であり、本国において外国証券に投資することが認められていること、十分な経験および優れた実績を持つこと、財務健全性、公正性・誠実性についての定評があること、専門的能力を具備していることなどの条件が付されている。投資家のリスク度合いによって、カテゴリー1（外国政府や中央銀行、政府系ファンド、多角的国際機関など）、カテゴリー2（外国銀行、アセット・マネジメント会社などの本国の証券取引規制当局や中央銀行に規制・監督される事業体、およびミューチュアル・ファンド、投資ファンド、保険会社などの幅広い出資者をベースにするファンド、大学基金、年金基金など）、およびカテゴリー3（カテゴリー1またはカテゴリー2に属さないその他の外国投資家）に分類される。従来の規制では本国の規制当局に「登録」されていることが要求されていたのに対し、同規則では本国の規制当局による規制・監督を要求するに止まるため、米国やシンガポールのファンドのように、政府当局に規制・監督されてはいるものの特に登録が要求されていないようなファンドもFPIとして参加できる可能性がある。SEBIに登録されている既存の外国機関投資家（FII）はその登録有効期間中、QFIについてはFPI規則施行から1年間、そ

⁹ http://www.sebi.gov.in/cms/sebi_data/attachdocs/1389083605384.pdf

れぞれFPIへの変更費用を支払うことで、FPI規則下で引続き証券の売買などを行うことが可能である。FPIは、上場証券または上場が予定されている証券にのみ投資することが認められており、FPI単体またはグループ投資家は対象会社の株式資本の10%まで投資することが認められている。

SEBIによるFPI規則通達を受けて、中央直接税局は通達を出し、インド所得税法上、FPIに対してFIIと同様のタックス・インセンティブを与えることを明確にした。これまで、FIIはキャピタルゲインや利子による所得について譲許的税率が認められており、また、証券売却代金を送金する際の支払人による所得税の源泉徴収義務が免除されているため、キャピタルゲインをキャピタルロスと相殺し純益についてのみ納税することが可能であり、源泉徴収により余分に支払った超過納付額の還付を申請する必要があるなどのメリットが与えられていた。こうしたメリットがFPIにも適用されることにより、インドへの投資を促進するインセンティブとして働くものと期待されている。なお、RBIもFPI規則を受けて、2014年3月25日付けで外国為替管理（インド非居住者による証券の発行・譲渡）規則を改定し、FPI単体による投資およびFPI全体による投資総額上限として、それぞれ、インド対象会社の払込株式の10%および24%まで認められるとした。

3. 通信業界におけるM&A規制

インド通信IT省の電気通信局は、従来のガイドラインを改定するものとして2014年2月20日付けで電気通信業界におけるM&A規則¹⁰を発表した。従来のガイドラインでは、M&A後の1サービスエリアにおける事業体の市場シェアが加入者数および調整後総収入（AGR）の双方において35%以下であることを条件としていたが、同上限は50%にまで引上げられた。ただし、M&Aにより取得された割当周波数について市場価格を追加的に支払う義務を課しており、潜在的なM&Aコストを押し上げている。インドの通信業界は、不健全なほどに価格競争が激化しており、全国で合計22あるサービスエリアの一部では10から12ものサービス事業者が存在する。この度のM&A規則によりM&A後の市場シェアの上限が50%まで引上げられたことにより、バーティ・エアテルやボーダフォンといった大手事業者による小規模事業者の買収が可能となるため、今後業界の統合が進むことでサービスの安定化につながると好感されている。

4. 新土地収用法の施行

¹⁰ http://www.dot.gov.in/sites/default/files/DOC200214_1.pdf

これまで120年にわたり施行されてきた1894年土地収用法を改正するものとして、2013年9月27日付けで「2013年土地収用、復帰および再定住における公正な補償および透明性に関する権利法」¹¹が制定され、今年1月1日から施行となった。旧法では「公共の目的」や「緊急の必要性」がある場合に政府が土地を収用することを認めていたが、その定義が曖昧であったため、政府による恣意的な収用が問題となっていた。また土地所有者に対する金銭的補償や収用手続の補償が不十分であったため、補償や手続の公正性を巡って収用者である政府と被収用者との間で紛争が頻発し、土地を譲り受ける民間企業の工場建設などにも大きな影響を与えてきた。

新法ではこうした問題を受け、公共の目的や緊急の必要性について、それぞれ例示列举、限定列举により目的要件を明確に規定している。また、補償金の面では、収用地の評価額の算定方法を詳細に規定するとともに、最高で地方の土地については市場価格の4倍、都市部の土地については2倍の支払いを義務付け、さらに被収用者および収用地に生活基盤を有する者の再定住や復職を目的としたさまざまな補償を義務付けている。収用者は、土地収用の前提条件として、補償金を支払うほか、再定住・復職の確保を行わねばならない。同様の義務は、一定規模の土地を取得する私企業の場合にも適用される。また、手続補償として、収用を行う前に収用地の村議会や地方自治体と協議の上、社会的影響評価を行い、社会的影響評価報告については独立専門家グループによる評価を義務付けるとともに、被収用者などに対して異議を述べる機会を与えている。官民パートナーシップ事業のための土地収用の場合は土地収用に先立ち、土地所有者の70%以上の同意取得が必要であり、公共目的に基づく私企業のための土地収用の場合品は80%以上の同意取得が義務付けられている。また、転売利益を狙った土地収用を防止するため、収用地が収用後5年以内に当初の目的通りに使用されない場合、当該収用地を旧土地所有者または州政府に返還すること、および収用地が未開発のまま収用から5年以内に第三者に対し転売された場合、値上がり分の40%を旧土地所有者に分配することとしている。

新法において被収用者の同意や社会的影響評価手続が義務付けられ、また市場価格以上での補償金支払いを要求していることにより、土地収用手続の長期化、収用コストの値上がりから、今後の投資に悪影響を与えることが懸念されている。州の土地開発公社が開発、分譲した工業用地などを賃借する民間企業にとっても、その賃借料に影響が及ぶと思われる。他方、十分な金銭的補償や手続的補償が与えられることで、被収用者などとの事後的な紛争が低下するというメリットも考えられ、長期的な事業運営の観点からは、望ましい方向での改正といえる。

¹¹ Right to Fair Compensation And Transparency in Land Acquisition, Rehabilitation and Resettlement Act, 2013.
<http://indiacode.nic.in/acts-in-pdf/302013.pdf>

5. 汚職防止オンブズマン設置法の施行

汚職防止にむけたオンブズマンの設置を定める「The Lokpal and Lokayuktas Act, 2013」¹²（以下、「Lokpal法」）が2014年1月1日付けで大統領の署名を得て同年1月16日から施行となった。

汚職防止に向けたオンブズマンの設立については早くは1960年代から法案が議会で審議され大きな政治的争点の一つとなってきたが、その憲法上の地位や権限、能力の十分性の面で意見が纏まらず何度も廃案となってきた。近年、現政権下でコモン・ウェルス・ゲームにおける汚職事件や2Gスキャンダルを始めとする政府高官による大規模な汚職問題が次々と発覚したことで、腐敗を取締まる独立組織の設立を求めてハンストを行った社会活動家アンナ・ハザレを中心として大規模な国民の抗議運動を呼ぶこととなり、結果これが後押しとなり約50年の歳月を経て法案が可決されることとなった。

Lokpal法は、中央レベルの独立行政監察機関としてLokpalの設立を義務付けている。Lokpalは、議長に加えて最大8名のメンバーから構成される。その半数は裁判官から成り、残り半数は指定カースト、指定部族、その他の下層階級、少数者および女性から構成され、首相や最高裁判所長官、司法長官、野党代表者などからなる選任委員会により任命される。Lokpalには、汚職調査を行う部門とこれとは別個に独立して訴追を行う部門が設けられる。また、Lokpalには広範な管轄権が与えられており、一定の留保下で首相に対してもその調査権限が及ぶ他、すべての国会議員、政府職員、および特別法により設立された、または政府が出資・支配する会社、組織、あるいは信託機関の従業員による汚職行為についての申立てを調査する権限が与えられている。Lokpalは、申立てを受けた事件について、デリー特別警察や中央捜査局（CBI）を含めあらゆる政府調査機関に対して監督・指示する権限が与えられている。Lokpal法はまた、州レベルで汚職を取り締まる機関として、州政府に対して、同法施行から1年以内にLokpalに相当するLokayuktasを設立することを義務付けている。

インドでは、汚職・腐敗を監視するドイツの民間団体「トランスペアレンシー・インターナショナル」が発表した2013年度世界汚職度ランキング（Corruption Perceptions Index）においても94位に位置づけられている。汚職による経済損失は独立以降4,620億ドル以上に上るとする試算もあり、経済成長の大きな妨げとなっていることが指摘されてきた。Lokpal法の制定により、経済成長の足枷となっている汚職の取締りが一層進むと期待されている。

¹² http://ccis.nic.in/WriteReadData/CircularPortal/D2/D02ser/407_06_2013-AVD-IV-09012014.pdf